



会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

千葉県労働委員会だより

—公正・中立な立場で、労使トラブルの早期解決をお手伝いします—

労使間のトラブル

『労働委員会のあっせん制度』で解決できます

労働委員会では、使用者と労働者個人との間に生じた労働条件をめぐる紛争について、話し合いによる解決が困難な場合、『あっせん』を行い、紛争解決を支援しています。

トラブル例

- 例) ・社員にやむを得ぬ事情で配置転換命令を出したが、理由なく拒絶されている。
- ・業務上の指導をしたら、パワーハラスメントを受けたと主張されている。

Q あっせんとは？

A あっせんとは公益、労働者、使用者を代表する経験豊富な3名のあっせん員が、当事者双方の主張を確かめ、公正・中立な立場から解決の糸口を見つけ出し、歩み寄りを促す制度です。

Q あっせんは誰でも利用できますか？

A あっせんは、使用者の方、労働者の方、どなたでも無料でご利用いただけます。

Q あっせん員は誰ですか？

A あっせん員は、公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（企業経営者、経営者団体役員など）から構成される労働委員会委員から、労働委員会会長が指名します。

Q トラブルになっていることを公表されたくない。秘密は守られますか？

A 制度は非公開です。また、あっせん員や事務局職員には法律で定められた守秘義務がありますので、秘密が漏れることはありません。安心してご利用ください。

Q あっせんはどのように進めるのですか？

A ・紛争の相手方にも出席してもらい、公益側・労働者側・使用者側各1名ずつのあっせん員が、公正・中立な立場で双方の調整を図り、解決につなげていきます。

・あっせんの日時は、当事者双方の都合に配慮して決定します（夕方5時以降も可）。

・申請から開催までの期間は1か月程度を目安としています。

千葉県労働委員会事務局 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁南庁舎7階）

電話：043-223-3735

千葉県労働委員会

検索

※手続の流れ、申請書の様式等は、ホームページでご確認ください。